

第4回金峰山少年自然の家整備運営審議会 会議録（要旨）

I 開催日時

令和3年12月6日（月）午前10時～

II 開催場所

熊本市教育センター 4階大研修室

III 出席者

【委員】

河上 強 委員長 （前 NHK 学園高等学校指導部長、元熊本市教育次長）

神毛 恵 副委員長（税理士、行政書士）

大西 康伸 委員 （熊本大学大学院、先端科学研究部 准教授）

柿本 美樹枝 委員（設計事務所主宰、日本建築家協会）

吉田 洋一 委員 （熊本学園大学、経済学部 准教授）

森 近 委員 （熊本県キャンプ協会 会長）

沖永 千奈 委員 （熊本大学メイクフレンズ）

（欠席） 柴田 治穂 委員（熊本市小学校長会副会長、黒髪小学校長）

【熊本市】

（事務局）

田口 清行（青少年教育課長）

井上 雅弘（青少年教育課副課長）

寺崎 真治（青少年教育課主査）

福島 英樹（青少年教育課参事）

松岡 達明（青少年教育課主任主事）

（アドバイザー業務委託者）

田中 健二（株式会社 九州経済研究所 取締役統括部長）

松尾 大悟（株式会社 九州経済研究所企画戦略部 研究主査）

IV 会次第

- 1 開会
- 2 青少年教育課長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 議事
 - (1) 議事1 第3回審議会の会議録(要旨)について
 - (2) 議事2 実施方針(案)について
 - (3) 議事3 要求水準書(案)について
 - (4) 議事4 今後のスケジュールについて
- 5 その他
- 6 青少年教育課長挨拶
- 7 閉会

V 議事

1 開会

2 青少年教育課長挨拶

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

この整備運営審議会も第4回ということで、様々なご意見をいただきながら、この金峰山少年自然の家再建に向けての検討が進んでいることに感謝申し上げたいと思います。

これまでの3回の審議の中で様々なご指摘またご助言等を基に、この実施方針案また要求水準書案を作り上げているところです。

それから事業手法について、民間活力導入ということで、特にPFIによる再建というところについても様々なご意見をいただき、修正等を進めてきたところです。

この会議等の中で、委員の皆様からのご指摘等も踏まえ、質の高い教育の場、学びの場の提供ということは絶対に外せないということで、小学校5年生の集団宿泊教室を中心にしながら、また広く市民の方々を受け入れるということで、進めてきたところです。

そして、民間の方々のノウハウ等、また技術等を活かしながら、今後の再建に向けて、利用者の利便性、ライフサイクルコストの削減等を進められるものと考えています。更に、安定した事業運営というところで、PFI方式で進めていきたいということで、現在取り組んでいるところです。

そして本市ではSDGs宣言都市ということで取り組んでいますので、そういう点での環境に配慮した施設、また環境教育ができる施設というようなことも求められています。

また、庁内関係各課とも協議しながら進めていくところですので、その辺りの点については、本日実施方針案、要求水準書案の説明の中でも出てくるので、ご意見をいただきたいと思います。

本日もご意見をいただきながら、更により良いものを作っていきたいと思うので、よろしくお願いします。

3 委員長挨拶

○委員長

本日は第4回の審議会、いよいよ佳境に入ってきたと思う。第3回審議会では皆様の大変熱心なご意見が続出し、時間オーバーして大変申し訳なかった。

この新しい少年自然の家には皆様の高い知見、あるいは経験に基づいたご意見が非常に重要になってくる。どうか本日も時間はオーバーしないように私の方でコントロールするつもりではあるが、どうか忌憚ない意見を述べていただければありがたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

4 議事

(1) 議事1 第3回審議会の会議録(要旨)について

事務局より第3回審議会の会議録(要旨)についての説明

○委員長

事前に資料が配布されていたので、読んでいただいていると思うが、修正等あれば発言いただきたい。

○委員

12 ページについて、要求水準書には反映されているのでいいかと思ったが、語弊があるといけないのでお伝えする。

12 ページの私の発言に、「今やっと日本建築学会の方でも施設関係の吸音という部分が建築の方でははっきりと定めがないので」とあるが、学会の方では定めがあり、建築基準法の方に定めがないというようにお伝えしたつもりであった。ここは少しニュアンスが違っているのだが、要求水準書の方には反映されていたので、もしまだ直せるようであれば、この文言を直していただい方がいいと思った。

また、13 ページの事務局からの回答で、木造の検討の件で、私が「承知した」と言っているのは、このような書き方でいいのかも一度ご確認ください。事務局からの回答では「このような書き方でいいかどうかをもう 1 回再検討します」と発言していたと記憶しているので、「承知しました、再検討お願いします」という意味を込めた。そして今回その部分の変更はなかったので、できれば要求水準書の方は「重点的に」など文言を、ただ検討してだめではなく、まず木造建築ありきで検討していただくのが最初ということで、この書き方で私が OK したような書き方になっているので 2 点だけ指摘させていただいた。

○委員長

確認だが、まず 1 点目が 12 ページの柿本委員の発言部分の上から 6 行目「今やっと・・・」からの文と、2 点目が 13 ページの「承知した」を例えば「再検討したい」などといったニュアンスに書き換えてほしいということか。

○委員

再検討していただけるということであれば、それを承知しましたとしたつもりでいた。

○事務局

修正点は分かったので、しっかり会議の記録を確認し、適切な表現に変えたいと思う。また訂正点については再度確認を行い、委員にも事前に確認をしていただき、委員長と修正箇所の打ち合わせをして修正させていただきたい。

○委員長

他に何かあるか。ないようであれば第 3 回審議会の会議録は 2 点程修正点があるが、承認していいか。

何もないようなので続いて議事 2 へ入りたいと思う。議事 2 の「実施方針（案）について」は、議事 3 の「要求水準書（案）について」と関連があるので、併せて事務局より説明をお願いしたい。

(2) 議事2 実施方針(案)について

事務局より実施方針(案)の修正点について説明

(3) 議事3 要求水準書(案)について

事務局より要求水準書(案)の修正点について説明

○委員長

実施方針案、そして要求水準書案の修正点がかなりあり、皆様のご指摘が随分細かい部分まで付加されているような気がするが、更に検討を深めて参りたいと思う。実施方針案、要求水準書案は関連するので、同時に質問、ご意見を受け付けたいと思う。

○委員

私からは実施方針案からお尋ねしたいことがある。1つ目は、2ページ目の脱炭素社会に向けた取組推進で ZEB の話が出ているが、ZEB の導入というのがどういった意味なのか分からなかった。実際 ZEB の建築というのは非常に難しく、勿論省エネルギーによって利用するエネルギーを下げていくというのはできる限り努力をするということだと思うのだが、創エネというか、エネルギーを創り出すというのはなかなか難しく、なかなかゼロにならない中で、これは目指すのか、そういう建築にするのかということを伺いたい。

もう1点、延床面積 2,900 m²ということだが、根拠は現状の面積プラス新たに追加される機能ということで大体 3,000 m²程度だろうということだと思うのだが、なぜ 2,900 m²なのか。3,000 m²ではなく、2,900 m²と書いた根拠は何かあるのかと思った。これは事業者の提案になってきて、面積が大きければ大きいほど様々なコストがかかるので、そこは提案なのかなと思う。そうしたときに、もう少し緩くしておいた方がいいのか、そうではなく何か意図があってこのような数字になっているのか、そのあたりをお伺いしたい。

○委員長

私も ZEB について少しは勉強したつもりだが、ZEB について、そして延床面積について、説明をお願いしたい。

○事務局

まず、実施方針案の脱炭素社会に向けた取組の推進というのは、熊本連携中枢都市圏が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しているので、新たな自然の家の再建に関しても、可能な限り検討しながら目指していくということでの基本的な方針として新しく追記させていただいたところである。

新たなエネルギーを創るということになると、相当の経費や、場所等も必要になるかと思うので、その部分については事業者のご提案、または環境省の補助がどれぐらい見込めるのかということも踏まえて、事業者様と連携しながら検討を進めて目指していく。また、特に環境教育に力を入れるということであり、運営面だけではなく、新しい施設の整備に関しても「このようなところを省エネや ZEB 化を目指して造った施設ですよ」という環境教育に活かせるような、可能

な限り取り組んでいくという基本的な考え方を示させていただいたところである。

新しい施設の延床面積の根拠については、基本的に現施設の延床面積が 2,690 m²ある。これに色々バリアフリーや家族等にご利用いただけるように 8 人部屋を 6 人部屋や 4 人部屋にするというのも事業者提案を要求水準書案の中に示させていただいており、当然現施設よりも増えるということは設計上やむを得ないと思っているが、公共建築物の総延べ床面積を 20%削減するというのを熊本市公共施設等総合管理計画で示されている。実質、森林学習館 452 m²をプラスしてどうしても 20%というのは非常に厳しい数字であるので、せめてその 6 %程度ということで、現在資産マネジメント課とも話をしながら、検討している面積となっている。

○委員

分かりました。

○委員長

市の方針ということか。

○事務局

はい。

○委員長

他に何かあるか。

○委員

今おっしゃった議論はあくまで運営面で、出来上がった後のエネルギーの問題をおっしゃっているのだが、大変難しいハードルの高い施設だと思う。もう一つここで見落としがちなのが、造るときのエネルギーと、そして 70 年の施設という話が一つ新しい基準で出てきたが、壊すときのエネルギーも結局環境負荷である。それを考えると、先程議事録でも指摘したように、木造は「検討する」としか入っていないので、例えば木造にしたときには、当然炭素を取り込んだ材料を使うので、それから地球環境の負荷を落としていける。コンクリートの場合は産業廃棄物にしかない。そういったところでいくと、やはり造るときのエネルギーと解体、再利用、修繕したりするときのエネルギーを含めると、木造という選択が私としては最重要課題なのかなと思っている。出来上がった運営面だけでいくのではなく、造るときと、その施設の最後の在り方、地球に返すときの在り方も含めると、もう少しこの実施方針や要求水準に木造を重点的に検討するとか、あるいは今おっしゃった環境の問題でいくと、造るときのエネルギー消費も含めて検討するような文言があってもいいのかなと思う。熊本市の全国初の指針は非常に素晴らしいのだが、施設の造り方の在り方も含めて、そのような文言もどこかに入れたいということでした。つくづくそのことを言っている。私の思いは熱いが、皆様は木造にあまりこだわり過ぎるということに何か弊害があるのか、他の委員の方々、あるいは市の方々のご意見を伺えたらいいと思う。

○委員長

木造またはコンクリートと非常に難しいところを柿本委員の方から指摘されたが、委員の皆さんはいかがか。

○委員

私も委員と同じ意見であり、勿論全部木造というのは少し難しく、基礎の部分はどうせコンクリートになるので、それをどこまで立ち上げるかというので、鉄筋コンクリートと木造と、そしてもしかしたら一部鉄骨を構造的な問題から使っていくというような形になるのかなと思う。

要求水準書案 4 ページの上から 10 番目の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は 10 月 1 日に変わり、林野庁から新しい法律ができています。より強く日本の公共建築を、特段の理由がない限りは木造を検討しなさいというようなことになっており、これは非常に建築の分野でも国を挙げて、より強いメッセージが出されたところである。それが「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」という名前に変わっており、是非ここは修正をしていただきたい。また、その法律自体をもう少しこの関係者の方々にお読みいただき、国の方針というのを下敷きにして進めていくべきというようなことを思っている。

先程の環境性のところにも謳われており、こういったところからトータルで二酸化炭素の排出を減らしていこうというようなことである。木造はかなり魅力的であり、必要になってくると思う。ここに木造というように謳うのか、事業者提案にするのかということはどういうようにしていけばいいのかということでは少し議論が必要だと思う。

○委員

私もやはり木造にはこだわってはみたいのだが、基本的には安全面、子どもたちが利用する施設で、結局火災の時にどうするのかというのが一つ懸念としてあった。それが以後どうクリアできるのかということと、やはり建設費との関係、その中で事業者提案という形で、木材を使うという項目も入っていたので、そういったことでどうなるかと思った。

もう一つは、70 年使うと維持管理の面から、私の経験からすると、コンクリートがいいという形で造ったが、全く別で、コンクリートで造った施設の維持管理費が段々膨れ上がってくる。結局雨漏りはとうとう分からないというような状況で、これは学校の校舎でも体験済みなのかなという気がしている。よってそういったことを併せ、維持管理も含めて、70 年間耐えられる施設としてどう整備をしていけばいいか。これはなかなか我々も結論を出せないのだが、こういったところは民間の提案の中でどう加味していただくか。その辺はこの要求水準書等にも書き込みながら、いいものを提案していただき、いい案が出てくればそれを採用していくといいと思う。ただ面積の問題と安全性の問題と予算の問題があるというのは加味しながら、検討していただければと思った。

○委員長

経験に基づいたご指摘もあったようだが、非常に大きな問題で、これから進めるにあたり、事務局としても相当検討しなくてはならないのではないかと思います。関連した意見はあるか。

○委員

木材の使用に関して、静岡の方の自然の家の要求水準書を少し拝見したら、静岡県産の木材を使用することと明言されており、その辺が可能なのか。熊本の場合、熊本県産の小国杉を使うといったことが可能なのか。また、木材を使用して耐久年数を要求するためには、携わる業者様の能力も大きく係わってくると聞いているので、検討いただいている業者様にそれをどこまで要求できるのかというところも疑問として残る。

○委員長

それでは事務局の方から今の方針等も含めてお答えいただきたい。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。現時点では、施設の構造については、木造、鉄筋、鉄骨というように指定している部分はない。というのは、長寿命化を目指すこと、または経費の部分もあり、そういう意味で現時点では、事業者提案にしているところであるが、貴重なご意見をいただいたので、今後については建築専門分野の都市建設局や、またこれまでも事業者の皆様と意見交換を何度も行っているので、事業者の方々の意見も踏まえて検討させていただきたいと思う。実際、事業者の皆様からお聞きしているところによると、色々な建築物資の高騰、または発注しても納品が難しい時期的な部分もあるとお聞きしている。その分も踏まえて、検討をさせていただきたい。

○委員

少しでも補足させていただくと、木材に対する火災の懸念があるが、今は技術が進んでおり、実験検証も進んでいるので、このあたりクリアできるようになっている。また、木造の良さは、用途に応じて少し修繕、改築しながら使い続けられるという点にあるので、もしかすると、長寿命化ということでいくと、選択肢としてはむしろ木造になってくるのかなと思っている。

そして、県産材として指定はどうなのかということで、熊本県も全国から見ると非常に県産材が豊富なので、これは指定しても調達はできると思う。ただ値段のことでいくと、指定してしまった途端に業界は値段を下げてこないという裏事情があるので、県産材、地域材を使うというところの文言を「重点的に検討すること」と入れていただければ、設計者あるいは事業者も意識してそれを調達する方向にいくのかなと思う。ただ、指定としてしまったときに、値段が下がらなくなるということは避けたいと思うので、要求水準に少し修正していただけたら有難いと思う。

○委員長

非常に参考にできるようなご意見であった。それでは話題を少し変えたいと思う。

○委員

2 ページ目の SDGs の取組事例について、これは色々な形で出てくるとは思うが、以前から言っているように、結局ホテルとは違い、やはり不便さを体験するとか、エコな暮らしを体験する

といったことをここにに入れていただき、そのような家庭ではできないがここに来たときはそういったことを体験できるというような形で、質の高い教育を提供するという形で加味できないかという思いがあるので、よろしくお願いしたいと思う。書いてあることが駄目ということではなく、この中にもう少し具体的にそういうことの追加ができないかということである。

またもう 1 点は、6 ページ目に選定の日程（予定）というスケジュールが入っているが、この審議会で基準を設けて選定する場合に、事業者ヒアリングということを検討されないのか。提案された書類だけで我々がその業者を決めるということは、私が考えた場合になかなか難しいという思いがあったので、そのあたりを少し教えていただきたい。

○委員長

実施方針（案）の 2 ページ目の SDGs の取組について、事務局の方から願います。

○事務局

SDGs の取組推進の中では、事例として目標、また 169 のターゲットの代表するところを記載させていただいている。森委員のご発言のように、当然日常生活では味わえない、また体験したことのない様々な自然体験学習あたりを運営の面でも記載しているが、それを今後そこで体験し、学び、それを今後の生活に活かしていくという ESD の教育等を推進していきたいということで記載している。ここの追加については、検討させていただきたい。

2 点目のスケジュールについて、事業者提案のヒアリングを記載していなかった。私たちが計画を立てる段階において、このスケジュールの中で事業者提案をいただき、その後、委員にその提案書を審査していただくのだが、現在審査を 2 回程考えている。第 1 回目の審査、いわゆる審議会の中で事業者の方においでいただき、提案内容について説明をしていただき、委員の皆さんからの質疑等もヒアリングの形で盛り込みたいと考えている。

○委員長

私の方から 1 点申し上げる。先程の課長の挨拶や事務局の説明の中で、環境教育という言葉が出たが、SDGs や ZEB 等の前に、環境教育を熊本市の子どもたちに、この自然の家で重点的にしましょうというような文言が欲しいと思っていたが、どこかあるのか。SDGs や ZEB といった新しい文言はあるが、環境教育というのは、やはり学校の先生たちが中心になって進める立場にあるため、せっかくなので何か欲しいと思った。

○事務局

実施方針の 1 ページ目に事業の目的または基本方針というように記載をしているが、「誰もが豊かな自然に親しみながら、学び、遊び、考える自然体験の拠点施設」ということで、環境教育も含めた自然体験の拠点施設ということで記載している。また、要求水準書の運営の方において、環境保全も含めたプログラムの開発提供というようにしているので、そういうところで環境教育の部分は示させていただいているところであるが、特に先程から SDGs、脱炭素社会に向けた取組推進と実施方針の中で大きく掲げているので、その中で代表的な環境教育という部分は非常に

力を入れて進めるということにしている。記載方法については、改めて検討させていただきたい。

○委員長

私も学校現場にいたので、環境教育と一言言えば、先生たちや保護者にも定着すると思う。そういう言葉も大事にしていきたいと思う。

○委員

実施方針の 16 ページ目で施設の規模等については記載されているが、これは PFI のときには出さないのかもしれないが、建設費の上限といったことはどうなってくるのか。審査基準の中で優先順位を付けてくると思うが、造る側としてもどこまでも受け入れて多額の計画を持ってきていいのかということであれば、ある程度の規模と一緒に建設費の上限というものは公表する予定で考えているのか。

○事務局

実施方針案の 22 ページに、サービス購入費の考え方ということで示させていただいている。まず、設計建設に係る費用を自治体の方で負担する。また、維持管理に係る費用、運営に係る費用、これは学校教育活動の受け入れに関する運営費用であるが、そこについては熊本市が一定額の負担をし、一般利用、または青少年団体等の利用、主催事業等については、独立採算ということで示している表であるが、要求水準書には、熊本市として事業費用を総額で示させていただくところである。よって内訳として、建設にいくら、維持管理費にいくら、運営にいくらというのは、積算としては、熊本市の方では財政局とも協議をして示すが、入札においては、総事業費ということでのお示しをする。その総事業費の中で、事業者からの提案がその事業費以内ということで示していただくということである。

また、現在財政局とも詰めているが、建設に関わる資材高騰等において、契約時点から実際建設に着手する間に、物資価格の上昇、物価変動があれば、その部分についても契約書の中で、市の方が負担するのか、民間事業者が負担するのか、そのあたりもしっかり定めをしていきたいと思っている。

来年度の予算要求の中で債務負担行為を予算計上するので、そのあたりも財政局としっかり詰めながらやっていきたい。更には実現可能な施設づくりという官民連携で熊本市と事業者の皆様と一緒に作り上げる事業であるので、事業者の皆様の今の状況、考え方等をしっかりお聞きしながら、事業費等の算出に臨み、また物価上昇分のパーセンテージをどうするのか等の検討を深めて参りたいと思っている。

○委員

総事業費として提示するという形になり、結局 15 年間分の維持費も含めたところであり、それをどう振り分けるかは事業者の提案ということか。

○事務局

はい。

○委員長

素人ながらコロナ時代で資材がかなり上がっていると聞いており、あるホテルはオープンしたいがまだ便座が届いていないというようなニュースも見た。早く落ち着いてくれればよいが、また元に戻るかなと思っているが、色々な心配事がある。

他に意見等はあるか。

○委員

要求水準書の 7 ページ目に、随分赤書きで追加していただいた。私が前回お伝えしたかったのは、こういう子どもの施設に関する特化した部分というのが抜け落ちないように指針をしっかりと見て設計、施工してほしいということであった。ただ、これはあくまでも参考にとということなので、実際文言の中にも入れていただきたい。

15 ページ目の「ウ 音環境」に「騒音の抑制に努めること」としかなく、これでは吸音や遮音という概念が曖昧である。せめて「騒音の抑制（遮音と吸音にも配慮する）」といった文言がないと、建築基準法通りやっていけばいいとなると、このような子どもの施設における音の問題等が出てくるので、是非 15 ページにも追記いただけたらと思う。

○委員

要求水準書の 32 ページ目にワークショップの文言を入れていただいた。対象として、小学生や中学生といった子どもたちと、施設運営に関わるということでアクティビティのサービス提供者の方々へのワークショップ、あとは障がい者団体等と 3 つ書いていただいているのだが、開催時期に関して、もし可能であれば基本設計が終了する前に開催できないかということはあるかと思っている。勿論その設計が終わった後で、建物を供用する前にどう使うかということを経営者が事前にやり取りするというものがあるかと思うが、それではもうこれは決まってしまうから、これでできるから、というようなことになってしまい、「もう少しここはこうすればよかったのに」という意見が収集できなくなってしまうこともあるので、可能であれば基本設計の概略が定まった頃にワークショップを実施いただき、そのフィードバックを持って、反映を持って基本設計を終了するというような形ができればいいと思う。勿論全ての意見を反映することはできないし、子どもたちははっきりとした意見という形では出てこないかもしれないが、事業者の方や関係者に是非そのワークショップに出ていただき、これはこうした方がいいのかとか、少し立ち止まって考えて、その時点での案を少し良くしていくような会として捉えていただきたい。形だけをやるというのは本当に色々なことが勿体ないので、是非開催をして参加者の方々にも色々なご苦勞をいただくのだが、その中で出てきたことをできる範囲で反映するというようなことが可能な形にできないかと思った。よって開催時期を少しご配慮いただき、そういった反映ができるような時期にお願いしたいと思う。

○事務局

まず、委員からご意見いただいたことの明記については、検討させていただきたい。

次に、委員からご意見いただいたワークショップ等に関わる機動的な部分については、私共もはっきり固まる前にと考えていたので、その書き方も検討したいと思う。

現在事務局の方で検討しているのが、野外教育施設運営協議会という組織があり、これは学識経験者、社会教育団体、学校関係者、または地元の代表者の方が委員で組織されている協議会であるのだが、実際再建に向けて、当然ある程度絵ができたところでの意見というのはもらいやすいのだが、募集期間までの4月から8月までに多くの市民からも意見をいただくようなセッティングができないかというご意見もいただいている。そこには事業参画を検討されている事業者の皆様も参加していただき、市としてそういう部分を前段にやるということも考えていきたいと思っている。この審議会でも官民連携については当然市民の参画というのが必要であり、子どもの参画という部分もご意見をいただいているので、そのあたりも含めて再度調整させていただきたいと思う。

○委員

業務区分として市民ワークショップと開催業務を定められていると思うが、ワークショップの計画書を作成し、市の方々と協議等をするというのはどこかに記載されているのか。もしされていない場合、やって下さいということだけではなく、是非事業者の方にはその計画書を作成していただき、それに関して少し協議をしながら、「じゃあこうしようか」というように一緒にどういうワークショップにするかを決めていくようなことができればいいと思う。

○事務局

ワークショップの開催についての計画は事業者提案書の方に出してもらおうようにしていたが、そこもしっかりと分かるように要求水準書の中にも明記したいと思う。

○委員

1回目の会議の時に申し上げた件だが、PFI方式でやってということでこういう形になってしまったのが、少し私が懸念している部分なのだが、いわゆる監理業務の重要性を訴えたと思う。今回の建て替えも結局ボルトの不具合があったということで、設計図どおり現場が施工されていなかった。その問題は工事監理にある。施工の監理ではなく、設計当初と整合性がとれているかの監督の監理をお伝えしていたのだが、PFI方式になると実施方針の3ページ目の建設業務の中の③に工事監理業務が入ってしまっている。これは、本来は設計業務と建設業務の間であり、監理業務は施工者任せではないというところで、どうしてもPFIではここに入ってしまうものなのか、あるいはこの年の反省を踏まえて、監理業務というのは、別枠で少し重点的にしていった方がいいのではないかと、1回目の会議からしつこく言わせていただいている。

21ページ目のPFIの組織の中にも、設計委託、工事請負、維持管理委託はあるが監理委託はなく、やはり少し軽く見られているのかなと思う。設計企業と建設企業が横並びになったとしても、監理者はだれなのかというと、本来は熊本市が建て主なので、イコール監理者としては熊本市になる。その代理人として設計監理委託をするわけなので、この部分に監理業務委託とはっきり記載し、なあなあにならないような、工事者が監理するのではない、設計図書との整合性をとる、しっかりと施工されているかどうかの監理業務をもう少し膨らませていただきたい。今回も70年持たせるということだが、前回の建物は50年弱しか使えなかったので、ご検討いただけたらと思うがいかがか。

○事務局

しっかりと設計どおりにできているのか、工事監理というのは私共も非常に重要というように認識をしており、第1回審議会の審議内容については教育長も同席させていただいたので、教育長からも指示を受けているところである。

別紙の内容等について、どのように表現するかは検討させていただきたいと思うが、現在都市建設局とも今年度に入りずっと打ち合わせをしているところである。市としても、建設整備については民間の方でやっていただくが、建物所有権については供用開始前に市の方に移管という形になり、市の施設としてしっかりと工事監理も行う必要があると思っているので、都市建設局または教育委員会事務局の中で人的配置も含めて検討する必要があると思っている。そこはまた都市建設局とも打ち合わせをしながら明示の仕方については検討させていただきたい。

○委員

市の窓口が教育委員会や青少年教育課だけでなく、全市で対応し、しっかりと設計されたものが造っていけるかのチェックだけはしていただきたい。一応、連絡調整はしっかりとすると書いてあるが、窓口の対応というのを明確にさせていただきたいと思う。

また、要求水準書の34ページ目に着工前業務ということで、ここに書いておいていただきたいと思うことは、解体工事と建設工事となると、ワークショップもだが、周辺住民への説明会を事前にしっかりと行っていただきたい。こういう計画で進めること、また大型車や工事車両の搬入が頻繁になるということで、この辺についてはこちらに書く、書かないは別にして、周辺住民への説明会をしていただきたい。これは要望である。

そして内容として、私はどちらかというと運営の方について、53ページ目の「業務に従事する者」の中で、キャンプディレクター1級と書いてあるが、現在1級はなかなか九州管内では取れない。今はオンラインで取りやすくなっているのだが、ここは場合によっては2級以上でもいいと思う。1級が1番いいとは思いますが、そこは少し検討していただきたい。

また、その下の「再委託」とあるが、全部または一部を第三者に委託し、ということになっているが、この再委託の大体の想定はどういった部分を想定されているのか教えていただきたい。

○事務局

まず、「業務に従事する者」の項目で、社会教育主事、社会教育士、教育免許状を有する社会教育専門家というのは、これまでも配置しており、必須というように思っている。

また、これまで野外教育の専門家については職員の配置がなかった。更に質の高い野外教育、または環境教育等も含めて行う施設なので、ここは専門家の配置という形で記載をさせていただいたところである。

委員のご発言のように、キャンプディレクターの資格所持者が県内で数十人しかいないので、すぐ取れるものではない。日本キャンプ協会公認ではキャンプインストラクター、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級という資格があるので、その最高の1級ディレクターということで記載しているが、ディレクター2級でも当然経験、知識、技術をお持ちなので、そこも可とするところではあるが、開設までまだ期間もあるので、指導者養成等の資格取得等の情報も提供しながら、キャンプディレクター1級資格所持者の配置を目指すということで考えていきたい

いと思っている。

また、再委託については、今考えられるのは、参加グループの中で全てを賄うことが基本ではあるが、清掃業務委託や保守点検の業務、消防設備の点検等の部分については、どうしても専門家の方に委託する必要があると思うので、そういうところを市の承認を得た上で再委託することができるということで記載させていただいている。直接的な運営、利用者対応に関わる部分については、この参加グループ、運営企業の中でやっていただくということで考えている。

○委員

私の方は、運営の方で気になるところがある。今のところ事業者提案には、ほぼ運営に関しては委託する、指導者に関しても事業者から提供するというような内容になっていると思うが、せっかく教育委員会の方でも要望があったように、博物館や市の図書館等といったところの受け入れもするように、要求水準書に盛り込んでいただきたい。教育委員会の博物館あるいは図書館等のイベント、プログラム提供等をどこまでどのように受け入れるかといったところも可能であれば盛り込んでいただきたいと思うがいかがか。

○事務局

委員が言われるように博物館等との連携は必須だろうと思う。それによって色々な地域資源を活かした学習というのが広がると思っており、博物館長ともそのような話をさせていただいている。今後、図書館や現代美術館等といった市の施設との連携という部分は広げていきたい。そのために事業者提案に任せる前に、可能な部分を行政として「ここは指導者派遣ができますよ」といったところも提案しやすいようにしっかりと整備をして、記載についても検討させていただきたい。当然博物館の職員がいつも自然の家に来るということはなかなか難しいので、博物館と自然の家で指導者養成も一緒に企画し、そこで博物館の学芸員から色々な知識、技術を学び、自然の家の運営ボランティアとして登録していただき、日常的な利用者に対する学習支援等も取り組んでいけたらと思っているので、しっかりと博物館等と連携してやっていきたいと考えている。

○委員

今の要求水準書の管理運営ではほぼその辺に関しては事業者提案というような書き振りになっているので、今の内容を少し盛り込んでいただくと分かりやすいと思う。

○事務局

承知した。追記も含めて検討させていただく。

○委員長

以前は博物館主催の自然教室が阿蘇の施設等で行われていた。そのような取組みは非常に参考になるのではないかな。金峰山少年自然の家でもそういった教室を開くとか、そのようなプログラムが最初からできていれば、定着していくのではないかなと思う。

○委員

要求水準書の 19 ページ目の保健室の部分に前回言ったところを記載していただいた。これに関して、怪我をした子どもが保健室に行くというところでの多目的ホールや屋外からの利用等に配慮した配置というのは問題ないのだが、これに加えて、救急車の横着けができるといったこともせっくなので盛り込んでいただけたらと思う。

もう 1 点は、ワークショップについて、32 ページの「(2) 施設運営に関するワークショップ」の方で、「地域住民や」というところがあるのだが、こちらに学校関係者等が入るとよい。地域住民という言葉に含まれるかとも思ったのだが、具体的にその辺りを明記していただいた方が分かりやすいと思ったのでお願いしたいと思う。

○事務局

1 点目の保健室の配置については、救急車両が横着けできるようなところということで、早急な対応が必要な場合、救急車を呼ぶので、それについても検討して追記したいと思う。

2 点目の施設運営に関するワークショップについても、運営協議会だけでなく、様々な校長会や学校関係者、集団宿泊教室担当の教職員等からのご意見も伺いたいと思う。より安全で教育効果の高い、利用しやすい施設運営、また学習プログラム等でご意見をいただきながら進めていきたいと思うので、追記させていただく。

○委員

要求水準書の 18 ページの森林学習展示スペースについては、あまり決まっていなような感じがしており、先程新たな機能の追加ということで、森林学習展示スペースということを説明していたと思うが、これはどのようなものを想定されているのかが、この要求水準書からは伝わってこない。もし私がこれを設計する場合すごく困ると思う。これを見るとパネルが展示できればよいというように見えてしまうのだが、これはとても大事な機能だと思う。そうしたときに、例えば森林学習展示スペースをどうしていくのか、事務局で何か方針があるのであれば、それをこちらに書いていかなければいけない。これはすごく大事な機能なので、これをどうするのかということを考えなければいけないと思った。この内容次第で結構色々なことが変わってくると思うが、こちらについてはいかがか。

○事務局

森林学習館については、目で利用者の皆様に木材の利用が現在どのように活用されているとか、森林の仕組み等というところのパネル展示が主であった。それに加えて、体験学習ということで、木工を使ったクラフト教室等が行われている。

新自然の家のそのような機能の集約化については、現在環境局と打ち合わせをしているが、実際に課長も森林学習館に行き、どのような展示があるか等を見に行った。内容については、環境局とも詰めていきたいが、展示やパネル等、実際そのまま利用できるものは非常に少ないということなので、そのあたりもしっかりと詰めていく。基本的には子どもたちが見て学習できるように、廊下や研修室、多目的ホール、屋外多目的ハウスの中での展示は勿論なのだが、いわゆる自然学習という部分を、プログラムの開発提供で専門家の木育アドバイザーの先生や、森林管理局の職員に来て頂いたり、また、市農水局とも打ち合わせをしながらプログラムを展開していくと

いうように考えているので、どこまで書けるかももう一度環境局と詰めさせていただきたいと思う。

○委員

これはもし事業者の方で少し提案の余地があるのであれば、この部分は提案を「事業者提案による」というようにお書きいただければと思う。もし事務局の方でこのようにしたいというのがあれば、それを今後明記していただきたい。

○委員

先日施設を見に行ったときに、相当イノシシが入っていて、広場を荒らしていた。人が来れば入ってこないかもしれないが、子どもたちが施設を利用したときにイノシシが入ったら、安全の対策も必要と思った。鳥獣対策といった部分についても、「その他」でもいいのだが、一応しっかりと管理の中に入れておくということを記載していただければと思う。

○事務局

現地視察や第3回審議会でもご意見をいただいております、現在はリスク分担の方にしか入れていなかったもので、当然利用者の安全対策という部分については実施方針案もしくは要求水準書案の中で記載していきたいと考えている。

○委員

金峰山の事情を知っている者として補足なのだが、イノシシはゴミや食品があることを覚えてしまうと必ず来てしまうので、対策を書くとしたらゴミの保管管理である。人が来てもイノシシは来ることがあり、通学路にも現れており、日中も出てくるようになってしまっているもので、1回覚えると来てしまう。畑やゴミ置き場の辺りはイノシシが出るので、ゴミの保管場所には害獣対策をしっかりとするという文言は是非入れておいていただいた方がよろしいかと思う。

先程大西委員が発言した森林学習展示スペースについては、「木育」という文言がひとつ入るとイメージしやすいと思う。現在全国的に盛んになっているので、展示スペース及び木育ができるような場所と謳って、事業者提案いただけると有難いと思う。

○委員長

確認だが、「もくいく」のもくは木のもくか。

○委員

木である。木育である。

○委員長

議事2、3はここで打ち切りたいと思う。沢山の意見を出していただき、随分理想形に近い形で要求水準書案も出来上がっていくのではないかと思います。あとは事務局の方で修正等をお願いしたい。

続いて、議事４に入る。今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

（４）議事４ 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールについて説明

○委員長

今後のスケジュールが随分タイトな感じで説明があった。逆算していけばどうしてもこの予定が必要というような事務局の方針である。審議会の回数も増えることになるが、皆様からスケジュールについて質問を受け付けたいと思う。

慎重にこのように審議ができるということは、事務局は負担が多いと思うが、我々審議会の委員にとっては本当に有難いと思っている。とにかく目的は、新しい自然の家を如何に造るかということである。皆様も同じ考えだろうと思うが、質問等はないか。

○事務局

議事 2、3、またスケジュールまで様々な貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

要求水準書等の修正については、なるべく委員の皆様にご次第、何回か送るかと思うが、メール等でまた送らせていただき、それに対して確認をさせていただきながら進めていきたいと思っている。

12月の第4木曜日が教育委員会会議となっており、少しタイトなスケジュールになるが、メール等でお送りさせていただくので、お忙しい中申し訳ないが、確認をよろしくお願いしたい。

また、審議会のスケジュール等についても、回数を増やさせていただき、またご審議いただくということであるが、こちらも、色々な審議をする前に何度かメール等でお送りさせていただくので、どうぞよろしくお願いしたい。

修正等についても、事業者の皆様との意見交換も踏まえた部分で、どこまで書けるのかというのもあるので、やはりなかなか全ては事業者または経費の面でできない部分もあり、若干また修正もかけさせていただくと思うので、その辺はご了承いただければと思う。

○委員長

それでは委員の皆様、2月の開催についてはよろしいか。新しくまた委員の都合を確認し、スケジュールを決めていただきたいと思います。

それでは全て議事が終了したということで、皆様のご協力、ありがとうございました。会議進行を事務局の方にお返しする。

5 その他

○事務局

議長をはじめ、委員の皆様には、長時間に渡り熱心なご審議、ありがとうございました。次にその他となっているが、何かありますか。

なければ、閉会にあたり、田口青少年教育課長がご挨拶申し上げます。

6 青少年教育課長挨拶

本日は長時間に渡り、様々なご意見、ありがとうございました。これまで取り組んで参り、皆様からのご意見を基に、修正等をしてきたが、十分でない点もあり、申し訳なかった。

本日の意見を踏まえ、また修正等を行いたいと思っている。また、今後もタイトなスケジュールで進めていくので、メール等でのやり取り等も出てくると思う。できる限り委員のご意見を受けて、作り上げて、まずは公表というように進めていきたいと思うので、今後ともどうぞご協力の方よろしくお願ひしたいと思う。本日はありがとうございました。

7 閉会